

## 第 258 回狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 2 日（火）午前 9 時 00 分～午前 9 時 46 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 高橋市長  
副本部長 有馬教育長  
本部員 石森企画財政部長  
本部員 小川総務部長  
本部員 水野市民生活部長  
本部員 平林福祉保健部長  
本部員 松坂児童青少年部長  
本部員 松本建設環境部長  
本部員 小林議会事務局長  
本部員 小泉教育部長  
事務局 小川政策室長  
富田政策室企画法制担当主査  
森政策室企画法制担当主事
- 4 欠席者 な し
- 5 議 題 1. 狛江市実行プラン（案）について  
2. 平成 26 年度組織改正（案）について
- 6 会議概要

本部長 これより、第258回狛江市行財政改革推進本部会議を開催する。議題1「狛江市実行プラン（案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局 実行プラン（案）について説明する。前回ご審議いただいた実行プラン（案）からの主な修正箇所を説明させていただく。

まず、2 ページの進捗管理の項目に、財政状況等を踏まえた上で個別計画との整合性を図っていく旨追記した。

次に、まちづくり推進プロジェクトであるが、まず、事業 No. 11, 13「小学校改修等」「中学校改修等」において、耐震化に係る非構造部材の調査を追記した。また、宮前保育園の民設による建替えに合わせて行う和泉児童館の改築について、市が実施することを前提として事業 No. 17「児童館の改築」として追加した。また、事業 No. 18「福祉作業所の統合」については、方向性は定まっているものの、整備場所の選定時期が未定であることから、選定以降の取組み内容については記載していない。

次に、安心して安全なまちづくりプロジェクトであるが、まず、事業 No. 22「安心・安全な道路整備」において、平成 27 年度の修繕予定路線を追記した。また、事業 No. 23「災害対応体制の整備」において、施策の内容に合わせ、他自治体や民間事業所との合同訓練等を中心とした記述とした。また、事業 No. 25「安心・安全な給食の提供」において、平成 26 年度以降の事業実施について、前回の案よりも含みを持たせた記述とした。また、事業 No. 26「放射線量の公表」において、平成 26 年度以降の事業実施については、他の放射線対策との整合性を図るため、平成 25 年度の検査結果に基づき検討することとした。

次に、子ども・子育て支援プロジェクトであるが、まず、指標 No. 1「保育サービスの提供率」について、単年度の目標を「駄倉保育園の増築により 10 人程度の拡

充を図る」とした。また、事業 No. 29「保育園の安定した運営」において、保育園等の運営費に対する補助金について、一部、平成 27 年度から施行される子ども・子育て支援法の規定に基づく給付事業となることから、その旨追記した。また、事業 No. 30「保育園の民営化」において、民設による建替えが行われる宮前保育園の整備費に対する補助金の交付について追記した。また、事業 No. 35「経済的負担の軽減」において、市長公約でもある私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金の交付対象者の拡大の実施を追記した。また、事業 No. 37「学習しやすい環境づくり」において、事業概要に産官学の連携により実施・分析することを追記した。

次に、いたわりのあるまちづくりプロジェクトであるが、まず、事業 No. 39「ユニバーサルデザインの推進（ソフト）」において、前回の案では、一つの事業としていた「ユニバーサルデザインの推進」を、ソフト面とハード面に分割した。加えて、国のモデル事業として採択された歩行者移動支援に関する現地事業の実施及び運用を追記した。また、事業 No. 40「ユニバーサルデザインの推進（ハード）」において、思いやりベンチの設置について、行革推進計画との整合性を図り、平成 25 年度の公募、平成 26 年度の設置、平成 27 年度の設置拡大とした。また、事業 No. 45「地域の活動場所の確保」において、障がい者を対象とした取組みと高齢者を対象とした取組みを一つにまとめた。加えて、元気高齢者の活動場所の拠点づくりについては、平成 26 年度に検討し、平成 27 年度以降は、平成 26 年度に新たに策定される個別計画に基づいた事業展開をすることとした。また、事業 No. 48「地域の社会基盤整備」において、定期巡回随時対応型訪問看護と複合型サービスについては、同様に平成 26 年度に検討し、平成 27 年度以降は、平成 26 年度に新たに策定される個別計画に基づいた事業展開とすることとした。また、事業 No. 49「地域包括ケアシステムの構築推進」において、地域包括支援センターの見直し・拡充について、平成 26 年度のみの実施とした。

次に、にぎわいのまち狛江プロジェクトであるが、まず、事業 No. 53「新たな市場開拓」において、創業支援の取組みである創業支援資金融資あっ旋に伴う利子補給補助金の交付、空き店舗等情報提供サイトの運営を追記した。また、事業 No. 54「にぎわいのある商店街」において、各年で開催されているこまえ元気わくわく事業について追記した。また、事業 No. 56「絵手紙事業」において、平成 26 年度から指定管理者の自主事業となる旨修正した。また、事業 No. 57「音楽事業」において、絵手紙事業と同様に平成 26 年度から指定管理者の自主事業となる旨修正したことに加え、ラ・フォル・ジュルネの開催について、行財政改革推進計画と合わせ、平成 25 年度の調査・研究、平成 26 年度の検討、平成 27 年度の調整・広報等とした。また、6 月 25 日の庁議にて了承された多摩川活性課基本計画の策定、基本計画の策定に基づいた事業の展開について、事業 No. 61「多摩川の利活用」として追加した。また、市長会の助成金を活用した広域連携によるイベントの開催等について、事業 No. 62「広域連携による魅力の発信」として追加した。また、事業 No. 64「スポーツ事業の充実」において、取組み内容を、狛〇（こまわ）クラブとの連携

を軸にしながら、その他の団体との連携事業、市が実施する事業についても含める形とした。

次に、全体の事業費について説明させていただく。一般財源について、平成25年度から平成26年度にかけては、1億2千万円の増額、平成25年度から平成27年度にかけては、2億7千万円の増額となっている。

最後に、今回の案について、この場でご了承いただけた場合は、この後開かれる庁議にかけさせていただきたいと考えている。

本部長 何か意見等あるか。

本部長 事業No.54「にぎわいのある商店街」などにある商工会等の実施事業については、市が実施する事業ではないため、「参考」と記載していただきたい。また、事業No.57、「絵手紙事業」については、事業概要に実行委員会を中心として事業を実施する旨追記していただきたい。また、同じく「音楽事業」について、「音楽の街-狛江推進委員会」となっている部分を、「音楽の街-狛江構想推進委員会」と修正していただきたい。また、事業No.61「多摩川の利活用の推進」について、基本計画策定後は、関連部署でそれぞれ取組みを行っていくこととされていることから、担当課の部分は、「関連各課」としていただきたい。

本部長 絵手紙事業については、平成26年度から指定管理者の自主事業となり、実行委員会については、現在のものとは異なり、あくまでも指定管理者の中で新たに組織される形になることから、記述は必要ないのではないか。

本部長 事業No.41「補装具費支給事業の拡大」について、東京都の補助制度を受けて開始していることから、財源内訳として都補助金を記載していただきたい。

事務局 ご指摘いただいた箇所については、修正等させていただく。

本部長 他に意見がなければ、指摘事項の修正等を前提として本案を了承することとする。

続いて、議題2「平成26年度組織改正（案）について」事務局より説明をお願いする。

事務局 平成26年度組織改正案を説明する。組織改正のポイントとしては、福祉保健部の再編、建設環境部の環境部と都市建設部への分割、地域活性化推進担当の創設である。その他の部署についても、効率的に業務を行うとともに、効果的にサービスを提供できるよう一部見直しを行った。

福祉保健部については、相談支援体制の充実を図るために福祉サービス支援室と生活支援課、介護支援課を再編した。これまでの縦割りの組織ではなく、分野の垣根を越えた相談体制を構築するために、福祉サービス支援室の中に総合調整担当、総合窓口担当、給付担当、相談支援担当、生活支援担当を配置した。総合調整担当は、計画の策定や制度改正への対応、関係団体との調整、環境整備を担う。総合相談窓口担当は、相談窓口として、ニーズの把握や相談内容に応じたサービスメニューの提示を行い、簡易的な手続きの受付や具体的なメニューが決まっている相談者にはそれぞれの担当に引継ぐ。給付担当は、相談内容に応じたサービス提供を行

う。相談支援担当と生活支援担当は、ケースカーラーを中心に配置し、長期的に対応が必要な相談や生活保護に関する相談及び支援を行う。介護保険料の徴収は、徴収強化のため納税課に移管するという提案もあったが、現行と同様に福祉保健部内で所掌していただきたい。

環境部は、水と緑の環境課と現在の下水道課と清掃課で構成し、水と緑の環境課は、環境政策係と環境保全係を統合した環境係と緑化推進、公園維持管理、河川環境に関する業務を担う水と緑の係で構成する。

都市建設部は、まちづくり推進課と道路交通課、整備課で構成する。まちづくり推進は、都市計画部門を所掌する都市計画係とまちづくり部門を所掌するまちづくり推進係で構成する。道路交通課は、道路管理係と交通対策係で構成し、交通対策係は交通安全やコミュニティバス、自転車対策、地下駐輪場など交通施策を一元的に所掌する。整備課は、道路や公園の整備を所掌する土木整備係と公共施設、公共用地を一元管理する財産管理係のほか、道路等の修繕を担う機動処理担当を配置する。機動処理担当については、他の部からの要請があれば機動的に対応する役割も担っていただく。

企画財政部については、政策室企画法制担当を政策法務担当と企画調整担当に分割する。管財課の検査担当を総務課に移すとともに、管財係を道路台帳係を道路台帳係と統合し、整備課財産管理係とする。安心安全係の交通安全施策は、道路交通課交通対策係に移管し、防災防犯係とする。職員課人事研修係の給与に関する事務を厚生係に移管し、給与厚生係とする。

市民生活部については、地域活性化課市民文化係の音楽や絵手紙の業務が指定管理者の自主事業となり、業務が縮小されることから、市民活動推進係と統合し、コミュニティ文化係とする。また、今後実施予定である花火大会やラ・フォル・ジュルネのほか、魅力あるまちづくりを推進していくために地域活性化推進担当を配置する。

その他、部を超えた事務分掌の移管については、秘書広報担当の市民相談業務を地域活性化課に、管財係の備品台帳に関する業務を会計課に、福祉サービス支援室の都営住宅に関する業務を市民課に移管する。

以上が、組織改正案である。また各部署の職員定数は資料のとおりで、全体では第5次行財政改革推進計画（定員適正化編）で示している465人としている。幹事市であるなど時限的に業務が増える場合については、定数には反映しておらず、業務量と全体の職員数を勘案したうえで、配置が可能であれば定数外での配置を検討する。説明は、以上である。

本部長 各部で懸案を抱えながら業務にあたっていると思うが、そのような懸案を解決するためには組織改正がなければできないこともある。今日の段階で、改正案について意見があれば出していただきたい。

本部長 福祉サービス支援室は43人のスタッフを抱えるので、次長又は理事の配置をお願いしたい。それが難しいのであれば、福祉保健部長の兼務ということもあると考え

られる。また、総合調整担当と総合窓口担当には企画・窓口部門と給付・相談部門にそれぞれ担当主幹の配置をお願いしたい。

本部長 原案の福祉サービス支援室は、この通り決定するのであれば、重い仕事になるのである程度の配置は必要だと思う。

本部員 時限的に増える業務に対しては、可能であれば定数外で配置するという説明があったが、その場合は、465人にプラスして配置するのか。

事務局 定数465人の中で対応させていただきたい。

本部員 嘱託職員の配置でも良いのではないかと。

事務局 業務の内容に応じて、嘱託職員や再任用職員での配置も検討させていただきたい。

本部員 建設環境部では昨年は5つの幹事市を任されたが、職員数を増やさないで対応してきた。やり方次第では対応できるのではないかと。

本部員 組織ではなく、人事の話にはなるが、新人が2・3年で異動しているが、建設環境部は専門職の育成が課題になっているので、人事異動のサイクルに配慮してもらいたい。

本部員 長い経験を積む必要がある組織もあるので、組織ごとの性質に応じて今後対応していきたい。

本部長 他に意見がなければ、事務局より今後のスケジュールをお願いする。

事務局 この改正案について、意見がある場合には、金曜日までに政策室をお願いする。頂いた意見については、来週改めてご審議いただきたい。

本部長 これで第258回行財政改革推進本部を終了する。